

(お知らせ)

### 7号機設備故障に伴う衛星電話の一部使用不能による 運転上の制限の逸脱からの復帰について（公表区分Ⅱ）

2025年1月27日

東京電力ホールディングス株式会社

柏崎刈羽原子力発電所

本日午前10時40分頃、5号機の緊急時対策所に設置している衛星電話設備（常設）の増設工事を実施していた際、衛星電話端末1台に異常を知らせるランプ表示が点灯していることを確認しました。

調査の結果、本設アンテナに不具合があることがわかり、午後3時49分に7号機原子炉施設の保安規定に定める運転上の制限\*から逸脱したと判断しました。

また、保安規定で要求される措置として、他の通信手段が使用可能であることを午後3時55分に確認しました。

（2025年1月27日お知らせ済み）

本日、予備アンテナと交換し、機能確認ができたことから、午後10時3分に運転上の制限の逸脱から復帰したと判断しました。引き続き、不具合が発生した原因について調査をまいります。

\*保安規定では、安全機能を確保するために必要な機器の台数を「運転上の制限」として定めており、衛星電話設備（常設）は、合計5台が動作可能であることとしている。なお、通信設備であるため、使用済燃料プールや原子炉の冷却に影響するものではない。

以 上